

第4号議案

博物館再登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条及び第14条の規定により、次のとおり博物館登録原簿に再登録することについて提案します。

令和6年3月22日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館、広島県立博物館及び頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）を広島県教育委員会の博物館登録原簿に再登録する。

2 提案の理由

令和5年4月1日に「博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）が施行され、「登録要件の見直し」や「登録審査の手続き等の見直し」が行われた。これに伴い、引き続き登録博物館等であろうとする場合は、令和5年4月1日から起算して5年を経過する日（令和10年3月31日）までの間に、登録基準の確認を受ける必要があるため。

3 登録事項

設置者の名称及び住所		博物館の名称	博物館の所在地	再登録番号
広島県	広島市中区基町 10番52号	広島県立美術館	広島市中区上幟町 2番22号	第5号
広島県	広島市中区基町 10番52号	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町 122番地	第18号
広島県	広島市中区基町 10番52号	広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目 4番1号	第13号
広島県	広島市中区基町 10番52号	頼山陽史跡資料館 (広島県立歴史博物館分館)	広島市中区袋町5 番15号	第31号

4 登録する理由

広島県及び広島県教育委員会から申請のあった県立施設4館について、書類審査及び実地調査を行った結果、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第13条及び博物館登録等に関する要綱に規定する登録の要件を備えていると認められるため。

5 再登録年月日

令和6年 月 日（議決の日）

6 根拠規定

○博物館法

(略)

(登録)

第11条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

(略)

(登録要件の審査)

第13条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経

験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第14条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(略)

附 則 (令和四年四月一五日法律第二四号) 抄

第2条

(略)

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

(以下略)

○博物館登録等に関する要綱

1 博物館の登録に係る基準

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号から第5号までに規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その

成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 学芸員その他の職員の配置

ア (1)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員が置かれていること。

ウ (1)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 施設及び設備

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(以下略)

広島県立美術館の博物館登録審査表

登録の要件	審査方法		適否
	提出書類	実地調査	
博物館法第13条 <u>(博物館登録等に関する要綱)</u>	■	—	適
一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）	■	—	適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。	■	—	適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
六 一年を通じて百五十日以上開館すること。	■	—	適

【実地調査日】

令和6年1月19日

【調査者】

学識経験者（学芸員有資格者）及び生涯学習課職員

広島県立歴史民俗資料館の博物館登録審査表

登録の要件	審査方法		適否
	提出書類	実地調査	
博物館法第13条(博物館登録等に関する要綱)	■	—	適
一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）	■	—	適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。	■	—	適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。	■	■	適
四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。	■	■	適
五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。	■	■	適
六 一年を通じて百五十日以上開館すること。	■	—	適

【実地調査日】

令和6年1月10日

【調査者】

学識経験者（学芸員有資格者）及び生涯学習課職員

広島県立歴史博物館の博物館登録審査表

登録の要件	審査方法		適否
	提出書類	実地調査	
博物館法第13条(博物館登録等に関する要綱)			
一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）	■	—	適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。	■	—	適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして <u>都道府県の教育委員会の定める基準</u> に適合するものであること。	■	■	適
六 一年を通じて百五十日以上開館すること。	■	—	適

【実地調査日】

令和5年12月22日

【調査者】

学識経験者（学芸員有資格者）及び生涯学習課職員

頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）の博物館登録審査表

登録の要件	審査方法		適否
	提出書類	実地調査	
博物館法第13条（博物館登録等に関する要綱）			
一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）	■	—	適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。	■	—	適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。	■	■	適
四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。	■	■	適
五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。	■	■	適
六 一年を通じて百五十日以上開館すること。	■	—	適

【実地調査日】

令和6年1月24日

【調査者】

学識経験者（学芸員有資格者）及び生涯学習課職員

広島県立美術館の概要

施設名称	広島県立美術館
所在地	広島市中区上幟町2-22
目的	美術に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、広島県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。
沿革	昭和31年 美術館建設の募金活動がはじまる 昭和43年3月 旧館竣工 昭和43年9月 旧館開館 平成4年10月 旧館の解体工事に着手 平成5年3月 解体工事、整地完了 新館工事着手 平成7年12月 新館竣工 平成8年6月 新館開館
施設規模	建築面積： 4,344.14㎡
	延床面積： 19,926.09㎡
組織体制	館長 1人 副館長 1人 総括企画監 1人 総務課職員・文化施設事務従事員等 6人 学芸員 8人 指定管理者
主な収蔵資料	絵画(2,839)、彫塑(109)、工芸(1,635)、書(100)、美術資料(724) 合計5,407点
展示内容	常設展示を年4回、美術館が主催又は共催する企画展示を2～3か月の期間で年に3～5回開催。
常設展入館料 ()内は団体料金	一般 510円(410円) 大学生 310円(250円) 高校生以下 無料
開館時間	9:00～17:00(入館は16:30まで)
休館日	毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、年末年始

広島県立歴史民俗資料館の概要

施設名称	広島県立歴史民俗資料館
所在地	三次市小田幸町112
目的	文化財に関する県民の知識及び教養の向上に資するため、広島県立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。
沿革	昭和47年9月 浄楽寺・七ツ塚古墳群が国史跡に指定 昭和49年3月 広島県立三次風土記の丘・広島県歴史民俗資料館建設予定地 用地買収 昭和54年4月 資料館・風土記の丘開館 平成元年11月 資料館本館改修工事及び新館増築工事に着手 平成2年3月 改修工事完了 平成2年5月 資料館本館開館 平成3年3月 資料館新館増築工事完了 平成3年7月 資料館新館開館
施設規模	建築面積： 3186.97㎡ 延床面積： 3712.40㎡
組織体制	館長 1人 総務課職員 2人 学芸員 7人(兼務8人) 文化施設事務従事員等 2人
主な収蔵資料	歴史資料(495) 考古資料(4,876(うち国指定重要文化財15)) 民俗資料(5,811(うち指定重要有形民俗文化財1,253)) 合計11,182点
展示内容	通年展示に加え、企画展、ミニ展示(風土記の丘ギャラリー)を2～3か月の期間 で年に4回開催。
常設展入館料 ()内は団体料金	一般 200円(160円) 大学生 150円(120円) 高校生以下・65歳以上 無料
開館時間	9:00～17:00(入館は16:30まで)
休館日	毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、年末年始

広島県立歴史博物館の概要

施設名称	広島県立歴史博物館
所在地	福山市西町二丁目4-1
目的	郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、広島県立歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。
沿革	昭和46年2月 広島県長期総合計画で「歴史博物館」を計画 昭和48年5月 福山市花園町に「草戸千軒町遺跡調査所」を開設 昭和50年4月 「草戸千軒町遺跡調査研究所」に改称 昭和58年3月 草戸千軒町遺跡調査研究所が福山市西町(博物館建設予定地)に移転 昭和60年7月 「県立博物館建設基本構想」決定 平成元年3月 博物館竣工 平成元年11月 博物館開館
施設規模	建築面積： 3265.68㎡
	延床面積： 8940.63㎡
組織体制	館長 1人 歴史博物館アドバイザー 1人 総務課職員・文化施設事務従事員等 7人 学芸員 8人(兼務4人)
主な収蔵資料	草戸千軒関係資料(約1,000,000点(うち国指定重要文化財2,930)) 黄葉夕陽文庫資料(約10,000点(うち国指定重要文化財5,369))
展示内容	通年展示に加え、企画展、特集展示を約2か月の期間で年に4～5回、通史展示室ミニ展示を年に5回開催。
常設展入館料 ()内は団体料金	一般 290円(220円) 大学生 210円(160円) 高校生以下・65歳以上 無料
開館時間	9:00～17:00(入館は16:30まで)
休館日	毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、年末年始

頼山陽史跡資料館(広島県立博物館分館)の概要

施設名称	頼山陽史跡資料館(広島県立博物館分館)
所在地	広島市中区袋町5番15号
目的	郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、広島県立歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。 博物館に、分館として頼山陽史跡資料館(以下「分館」という。)を設置する。
沿革	昭和10年3月 財団法人頼山陽先生遺蹟顕彰会((以下「顕彰会」という。))現在の公益財団法人頼山陽記念文化財団(以下「財団」という。))が頼山陽記念館を建設 昭和11年9月 頼山陽居室が国史跡に指定 昭和20年8月 原爆により記念館が大破, 居室は消失 昭和24年 頼山陽記念館が顕彰会によって復旧修理される 昭和25年8月 県が顕彰会から土地・建物の寄附を受ける 昭和31年 県が頼山陽居室を復元 昭和49年 「頼山陽遺蹟の保存等に関する請願」が県議会で採択される 平成5～6年 県が分館を建替整備 平成7年11月 分館を開館、財団が運営 平成27年4月 県が財団所有の杉ノ木資料の寄附を受ける 平成27年5月 分館を県立施設に位置付け、県直営に移行し開館
施設規模	建築面積： 594.33㎡ 延床面積： 583.46㎡
組織体制	館長 1人 事務職員 5人(うち兼務4人) 学芸員 2人 文化施設事務従事員 2人
主な収蔵資料	杉ノ木資料(江戸時代後期を中心とする、広島頼家に関する書画, 日記, 手紙, 書籍, 器物類などの資料群) 合計約10,000点
展示内容	通年展示に加え、特集展を年に4回、企画展を年に2回、特別展(恒例行事として雛人形展示)を年に1回開催。
常設展入館料 ()内は団体料金	一般 200円(160円) 大学生 150円(120円) 高校生以下・65歳以上 無料
開館時間	9:00～17:00(入館は16:30まで)
休館日	毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、年末年始、展示替え期間

登録博物館一覧

令和5年10月13日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	廿日市市宮島町1番地1	昭和27年9月20日登録
2	宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2	昭和27年9月20日登録
3	福山市	福山市立福山城博物館	福山市丸の内一丁目8	昭和42年9月28日登録
4	広島県	広島県立美術館	広島市中区上幟町2番22号	昭和43年4月1日登録 令和6年3月 日再登録
5	(公財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号	昭和53年10月4日登録
6	尾道市	尾道市立美術館	尾道市西土堂町17番19号	昭和55年2月28日登録
7	広島市	広島市子ども文化科学館	広島市中区基町5番83号	昭和55年5月13日登録
8	宗教法人平等大慧会	海の見える杜美術館	廿日市市大野字亀ヶ岡700	昭和58年3月17日登録
9	呉市	呉市立美術館	呉市幸町4番9号	昭和58年7月22日登録
10	広島市	広島市郷土資料館	広島市南区宇品御幸二丁目6番20号	昭和61年2月18日登録
11	広島県	広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目4-1	平成3年2月8日登録 令和6年3月 日再登録
12	(公財)しぶや美術館	しぶや美術館	福山市本町8番27号	平成6年2月17日登録
13	(公財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	福山市北吉津町三丁目1番22号	平成6年5月13日登録
14	広島市	広島市交通科学館	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号	平成7年2月24日登録
15	広島県	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122	平成7年2月24日登録 令和6年3月 日再登録
16	(公財)ウッドワン美術館	ウッドワン美術館	廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻4278番地	平成9年9月12日登録
17	(公財)泉美術館	泉美術館	広島市西区商工センター二丁目3番1号	平成9年10月23日登録
18	尾道市	平山郁夫美術館	尾道市瀬戸田町沢200番地2	平成10年10月15日登録
19	福山市	ふくやま美術館	福山市西町二丁目4番3号	平成11年3月12日登録
20	福山市	福山市しんいち歴史民俗博物館	福山市新市町新市916番地	平成11年5月14日登録
21	庄原市	庄原市立比和自然科学博物館	庄原市比和町比和1119番地1	平成17年1月14日登録
22	安芸高田市	安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田278番地1	平成17年9月9日登録
23	庄原市	庄原市帝釈峡博物館展示施設時悠館	庄原市東城町帝釈未渡1909番地	平成17年9月9日登録
24	広島市	広島市江波山気象館	広島市中区江波南一丁目40番1号	平成19年6月8日登録
25	広島県	頼山陽史跡資料館(広島県立歴史博物館分館)	広島市中区袋町5番15号	平成31年1月31日登録 令和6年3月 日再登録
26	(公財)仙石庭園	仙石庭園庭石ミュージアム	東広島市高屋町高屋堀1589番地7	令和2年12月23日登録
27	東広島市	東広島市立美術館	東広島市西条栄町9番1号	令和5年1月13日登録
28	(一財)下瀬美術館	下瀬美術館	広島県大竹市晴海2丁目10番50号	令和5年7月14日登録
29	熊野町	筆の里工房	安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号	令和5年10月13日登録

指定施設一覧

令和5年10月13日現在

No.	設置者	名称	所在地	備考
1	広島市	広島市安佐動物公園	広島市安佐北区安佐町動物園	昭和47年4月10日指定
2	廿日市市	宮島水族館	廿日市市宮島町10番3	昭和35年3月28日指定
3	福山市	福山市立動物園	福山市芦田町大字福田276番地の1	平成23年12月5日指定
4	国立大学法人広島大学	広島大学総合博物館	東広島市鏡山1丁目1番1号	平成30年2月14日指定
5	(公財)みやうち芸術文化振興財団	アートギャラリーミヤウチ	廿日市市宮内字高通4347番地2	令和2年7月10日指定
6	広島市	広島城	広島市中区基町21番1号	令和3年11月24日指定
7	広島市	広島市現代美術館	広島市南区比治山公園1番1号	令和3年11月24日指定
8	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学芸術資料館	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	令和4年11月11日指定

広島市に所在する登録博物館及び指定施設(県有施設を除く)



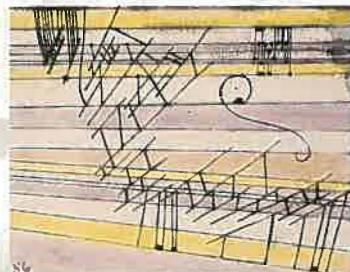
重要文化財
伊万里色絵花卉文輪花鉢
(柿右衛門様式) 17世紀後半



奥田元宗 秋月真如 1977



六角紫水 暁天獅子吼號の図手箱 1930



パウル・クレー ある音楽家のための楽譜 1924



サルバドール・ダリ ヴィーナスの夢 1939
© Salvador Dalí, Fundació Gala-Salvador Dalí, JASPAR Tokyo, 2023 G3321

利用のご案内

■開館時間

9:00～17:00*
(入場は閉館30分前まで)
※金曜日は開館時間延長あり

■休館日

月曜日、年末年始(12月25日～1月1日)
※特別展会期中・祝日・振替休日を除く
(年末年始の休館日は変更することがあります)

■入館料

所蔵作品展
一 般 510円(団体410円)
大 学 生 310円(団体250円)
高校生以下 無料
◎団体は20名以上
◎特別展入場者は所蔵作品展無料
◎障害者手帳をお持ちの方や65才以上の方、県内の大学に在学する外国人留学生などは無料。
◎その他減免の規定がありますので、お問い合わせください。

特別展 各展覧会ごとに設定

■図書室(1F)

利用時間 9:00～17:00*

■ミュージアムショップ・カフェ(1F)

営業時間
ショップ 9:00～17:00*
カフェ 9:00～17:00*
(ラストオーダー 16:30)

■レストラン(1F)

営業時間 11:00～22:30*
(ラストオーダー 21:30)

■ティールーム(3F)

営業時間 10:00～17:00*
(ラストオーダー 16:30)

■駐車場(B1F)

料 金 1時間まで400円、
以降30分毎に200円を加算

※利用時間・営業時間に変更する場合があります。

縮景園のご案内

隣接する日本庭園(大名庭園)名勝縮景園も併せてお楽しみください。

■入館料

一 般 260円(団体200円)
高・大学生 150円(団体100円)
小・中学生 100円(団体 80円)
65才以上 無料
◎団体は20名以上

ワンコイン縮景園
特別展入館券のご提示により、
100円で縮景園にご入園いただけます。

■施設利用料

県民ギャラリー(B1F)

展示室	入場料有料の場合		入場料無料の場合	
	1時間につき	1週間につき	1時間につき	1週間につき
第1展示室	1,500円	82,050円	780円	40,170円
第2展示室	2,580円	141,030円	1,320円	67,980円
第3展示室	2,580円	141,030円	1,320円	67,980円
第4展示室	2,580円	141,030円	1,320円	67,980円
第5展示室	2,740円	149,750円	1,400円	72,100円

※入場料有料の場合、土・日・祝日は、規定料金の約2割増し。
※搬入・搬出時の料金は、規定料金の約半額。

講堂(B1F)

入場料有料の場合	電気設備料金別途	
	(平日)	(土日祝)
	4,400円	5,280円
入場料無料の場合	2,200円	
	(1時間)	



敷地面積 5,943㎡
建築面積 4,344㎡
延床面積 19,926㎡
規模 地上4階 地下1階 塔屋1階
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造



- JR広島駅より約1km、広島城より約400m
- 市内電車(「八丁堀」で乗り換え)白鳥線で「縮景園前」下車約20m
- 広島駅 新幹線口からめいよる～よで「広島県立美術館」下車

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上織町2-22
TEL(082)221-6246 FAX(082)223-1444
http://www.hpam.jp/

インフォメーション



狩野深(駿島園) 17-18世紀



黒崎三 ムーランルージュの夜 1975



トルクメンのジュエリー 18世紀後半



黒光 帽子をかむる自画像 1943

広島県立美術館は、昭和43(1968)年に、国の名勝縮景園に隣接して開館し、平成8(1996)年には施設や内容を一新し、同年10月にリニューアルオープンしました。

①広島県ゆかりの美術作品、②日本とアジアの工芸作品、③1920～30年代の美術作品を収集の重点方針として、5000点余りの美術品を所蔵、2階常設展示室で、テーマ性を設けた企画により展示しています。また、3階で開催する特別展のほか、1階図書室や地階講堂などで様々な催しを通じ、県民に鑑賞・学習の機会を提供しています。こうした取り組みにより、「感動と発見」がある広島県立美術館としてのブランドづくりを進め、広島県の美術文化の拠点として、県民に愛され親しまれる美術館を目指しています。


広島県立美術館
HIROSHIMA PREFECTURAL ART MUSEUM



県民ギャラリーを中心に
県民の創作活動発表の場を提供します。



だれでも気軽にくつろぐことのできる
フリー・ゾーンです。



「所蔵作品展」を開催するフロアです。



美術館が主催または共催する企画展示（特別展）を開催する
フロアです。年間を通じ、魅力ある展覧会を開催します。



講堂

美術館が主催する講演会、シンポジウムなどの事業に使用するほか、芸術にかかわるイベントへの貸会場としても利用できます。①

県民ギャラリー

創作活動の発表の場として、各種美術団体や個人、グループなどに開放する貸会場用のスペースです。約1,000㎡を5区画で提供します。②

ロビー

自然光を採り入れた明るい休憩スペースです。③

駐車場

美術館利用者のための駐車場です。(有料)



メインロビー

3階までの吹き抜け空間で、美術館の各機能へはここからアクセスできます。総合受付、休憩コーナーなどがあります。④

情報ギャラリー

所蔵作品の作家などを紹介するオリジナル番組を鑑賞できるハイビジョン・ブース（定員3名）のほか、全国の美術館ポスター、チラシなどによって美術情報を提供します。

図書室

美術図書・雑誌を自由に閲覧できます。また、所蔵作品の映像・文字情報をパソコン画面で検索できます。⑤

ミュージアムショップ・カフェ

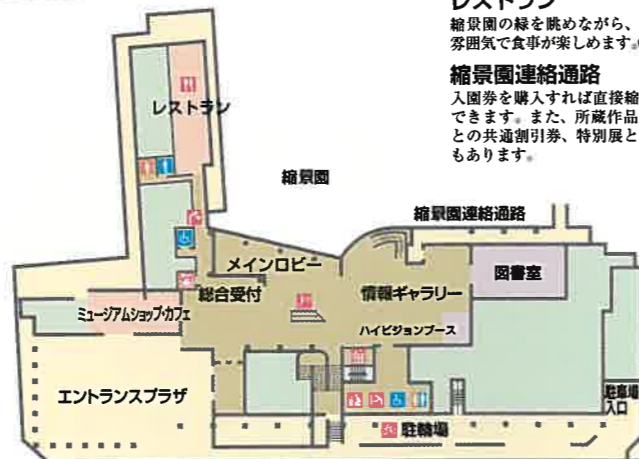
美術館来館の記念として、書籍や各種グッズなどを販売します。併設のカフェでは、飲物や菓子類を提供しています。⑥

レストラン

縮景園の緑を眺めながら、落ち着いた雰囲気でお食事が楽しめます。⑦

縮景園連絡通路

入園券を購入すれば直接縮景園へ入園できます。また、所蔵作品展と縮景園との共通割引券、特別展との割引制度もあります。

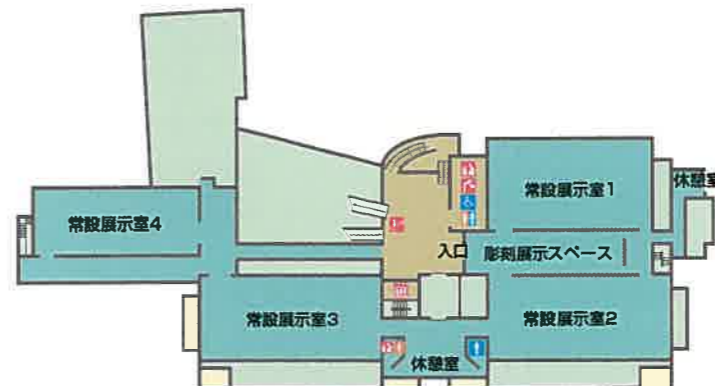


常設展示室

美術館のコレクションの宝を再発見し、理解を深めていただけるよう、年間4回程度、テーマ性を持たせた魅力ある所蔵作品展を開催しています。

当館の主なコレクション

- ・広島県ゆかりの作家の作品
平山郁夫の《広島生変図》をはじめ、児玉希望、奥田元来らの日本画家、小林千古、南薫造、巖光らの油彩画家など
- ・1920～30年代（两大戦間）の美術作品
ダリの《ヴァーナスの夢》など
- ・日本及びアジアの多彩な工芸作品
《伊万里柿右衛門様式色絵馬》、アジアの金工、染織など



企画展示室

様々なジャンル、時代、地域の、バラエティーに富んだ美術展覧会を開催して、新たな世界を紹介します。⑧

展望ロビー

ガラス越しに縮景園の緑豊かな絶景を一望できます。⑨

休憩室

ゆったりと鑑賞できるよう、順路途中に2つの休憩室を用意しています。

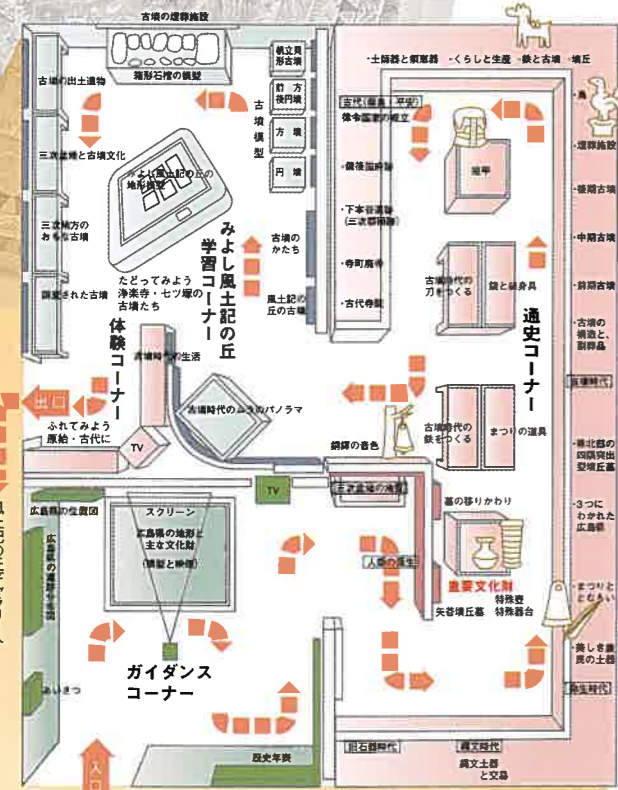
ティールーム

縮景園の四季を眺めながら、ゆったりとした雰囲気での喫茶をお楽しみください。⑩



- | | |
|---------|---------|
| 女性トイレ | レストラン |
| 男性トイレ | ティールーム |
| 多目的トイレ | 水飲み場 |
| コインロッカー | エレベーター |
| ベビーベッド | エスカレーター |
| ベビーチェア | 駐車場 |

や文化を学ぶ



常設展示室

「風土記の丘ギャラリー」

県民の皆さんがお持ちの様々な資料・作品の展示を行います。



江の川流域の漁撈用具

重要有形民俗文化財 江の川流域の漁撈用具

広島・島根両県にまたがる江の川全流域で使用されていた漁撈用具で、川漁用具としては荒川(埼玉県)、最上川(山形県)に次いで全国で3例目、西日本では初めて国の重要有形民俗文化財に指定されました。日本の漁撈文化を理解する上で貴重な資料です。
(平成11年12月21日指定)

(平成11年12月21日指定)

広島県立歴史民俗資料館

開館時間 9:00~17:00(入館は16:30まで)
休館日 月曜日(祝・休日の場合は開館し、翌日以降の最初の平日)
年末・年始(12月28日~1月4日)
入館料 一般 200円(160円)
大学生 150円(120円)
高校生まで 無料

※()内は20名以上の団体料金
※特別企画展は別料金です。
次の方は常設展が免除になります。
※身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)の交付を受けておられる方
※65歳以上の方
※県内の大学に在学する外国人留学生
※高等学校までの学校教育活動として入館する園児・児童・生徒の引率者
※特別の展示と併せて通常の展示を観覧される方
※文化の日に入館される方

※当館では、この他に各種体験教室や出前授業・講座なども用意しています。事前に御相談ください。

広島県立みよし風土記の丘

開園時間 9:00~17:00
休園日 年中無休
入園料 入園無料

交通の御案内

J JR神杉駅から約3km
R JR三次駅から約15分
タクシー JR三次駅から廻神経由三和支所行き又は上田小跡行きに乗り、風土記の丘入口下車(日・祝日運休)
バス JR三次駅から廻神経由三和支所行き又は上田小跡行きに乗り、風土記の丘入口下車(日・祝日運休)
自家用車 中国自動車道三次ICから約10分、三次東JCT・ICから約20分、三良坂ICから約10分



広島県

みよし風土記の丘ミュージアム (広島県立歴史民俗資料館) 広島県立みよし風土記の丘

〒729-6216 広島県三次市小田幸町122
TEL.0824(66)2881 FAX.0824(66)3106
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/rekimin/



学びやとやすらぎの広場



みよし風土記の丘ミュージアム (広島県立歴史民俗資料館) 広島県立みよし風土記の丘

歴史民俗資料館 広島県の歴史

広島県は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、瀬戸内海と中国山地に育まれた特徴のある文化を創造してきました。

なかでも中国山地の中央部に位置する県北部には、日本海に注ぐ江の川と中国山地の豊かな自然と風土を背景に数多くの歴史遺産が残されています。

歴史民俗資料館は、「江の川と中国山地」を主要なテーマに、地域の考古・歴史・民俗の資料を、幅広く収集・調査・研究し、保存するとともに、展示や学習支援活動により、広く公開する施設です。

常設展示「ひろしまの原始・古代」

広島県内の出土品を中心に、模型・映像などによって広島県の成り立ちや原始・古代の歴史とともに、風土記の丘の古墳の特徴などを紹介しています。

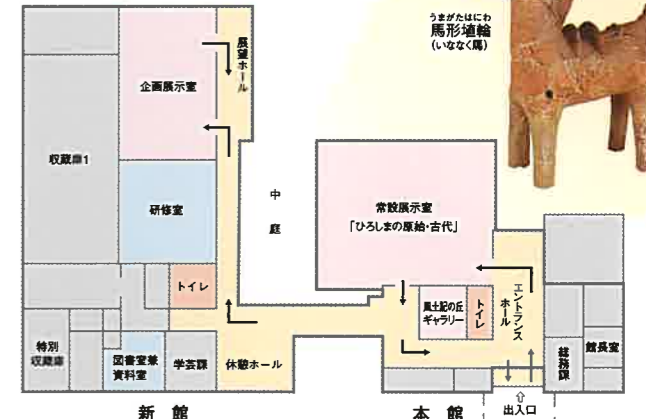
重要文化財

広島県矢谷古墳出土品

史跡矢谷古墳からは、特殊器台(高さ約1m)や特殊壺(高さ約0.6m)とよばれる大型の土器のほか、鉄のナイフ(刀子)やガラス小玉などが見つかっています。
これらは、弥生時代から古墳時代に変わる時期の有力者の埋葬儀式を解明する上で、学術的価値の高いものです。(平成6年6月28日指定)



【建築延床面積 3,712㎡】



うまがたのうみ(馬形埴輪(いななく馬))

旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良・平安
(西暦) 紀元前10,000 紀元前500 300 700

みよし風土記の丘 歴史と自然が調和した 野外博物館

みよし地方は、西日本でも有数の古墳密集地帯として知られ、広島県内の古墳の約3分の1(約4,000基)が、この地域に集中しています。

みよし風土記の丘は、三次地方の古墳群の特徴を典型的に示す古墳群(史跡 浄楽寺・七ツ塚古墳群)を中心に、約30haの丘陵を古墳公園として広島県が整備したものです。



浄楽寺第1号古墳

史跡 浄楽寺・七ツ塚古墳群 (昭和47年10月12日指定)

区分	浄楽寺	七ツ塚	計
前方後円墳	0	1	1
帆立貝形古墳	1	2	3
円墳	98	55	153
方墳	17	2	19
計	116	60	176

浄楽寺古墳群

- ①第1号古墳(全長27.9m)
- ⑫第12号古墳(直径45.0m)
- ⑯第61号古墳(一辺19.0m)

七ツ塚古墳群

- ⑨第9号古墳(全長29.5m)
- ⑪第11号古墳(全長28.5m)
- ⑮第15号古墳(直径28.5m)

古墳は、土を盛った古代の墓で、3世紀後半から7世紀にかけて造られたものです。



(古墳内部のようす)



復原古代建物
古墳時代の一般的な家であった竪穴住居、埴輪などに見られる平床住居、穀物などを保存した高床倉庫の3棟を復原しています。



重要文化財 旧真野家住宅
この建物は、世羅郡世羅町にあったものを解体し、移築・復原したものです。江戸時代(17世紀中頃)の建築で、古い農家の姿をよくとどめています。(昭和55年1月26日指定)



重要文化財 旧真野家住宅

さいのかみ
村と村の境を守る神としてまつられた小さな社や御神木があります。



見学コース

- ファミリーコース** (約20~35分)
移築石室→石棺→旧真野家住宅→復原古代建物等
- こふんさんさくコース** (約45分)
ファミリーコース+七ツ塚古墳群(第20→15→9→10→11号等)
- こふん学習コース** (約1時間15分)
こふんさんさくコース+浄楽寺古墳群(第1→12→37→61号等)

※その他、自然野草園・七ツ塚古墳群東群を見学されますと、約20分かかります。



(県立みよし風土記の丘の総面積 309,450㎡)

館内案内

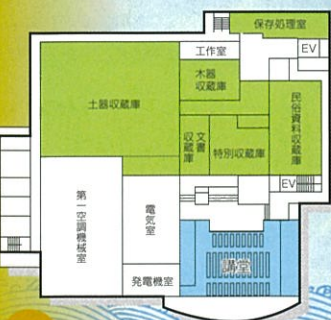
- ◆ **展示** 常設展のほか、調査研究成果に基づく地域密着の展示と幅広い県民の興味関心に応える展示をバランスよく行い、優れた文化財に触れる機会を提供します。
- ◆ **学習支援** 広く郷土の歴史や文化について理解を深めてもらうため、講演会・展示解説会・子供向け体験教室などの行事や、刊行物の出版、ボランティアの支援、友の会の育成などを行っています。
- ◆ **調査研究** 草戸千軒町遺跡を中心とした中世瀬戸内地域や菅茶山が生きた近世備後地方を始めとする、広島県の歴史と文化に関する調査研究を進め、関連資料の収集・整理などを行っています。調査研究の成果は展示や学習支援活動によって公開しています。



講堂（講演会）



研修室（こども博物館教室）



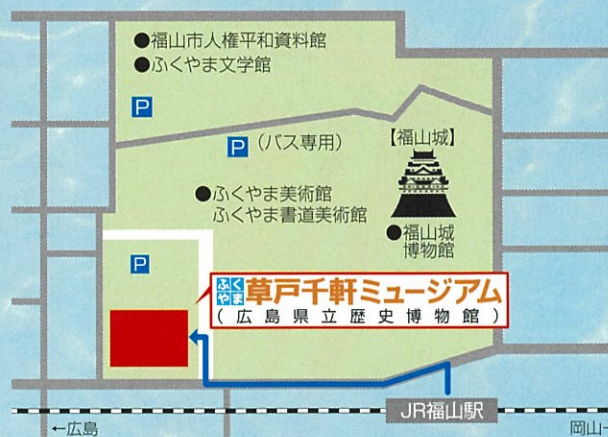
利用案内

- ◆ **開館時間** 9時～17時（入館は16時30分まで）
- ◆ **休館日** 月曜日（祝休日の場合はその翌平日）
年末年始（12月28日～1月4日）
（施設維持管理などのため、臨時に休館することがあります。）
- ◆ **入館料**

区分	常設展	企画展	備考
一般	満65歳未満	290円(220円)	別に定める
	満65歳以上	無料	
大学生	210円(160円)	別に定める※	学校教育活動の場合：無料 (学校長等の証明が必要)
県内の大学に在学中の留学生	無料		
小・中・高校生	無料	—	—
未就学児	無料	—	—
学校教育活動の引率者※	無料 (学校長等の証明が必要)	—	保育所・幼稚園・こども園を含む。
身体障害者手帳等※をお持ちの方	無料	—	身体障害者手帳(ミライロID利用可)、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
企画展・特別展観覧者	無料	—	—
ひろしま教育ウィーク(11/1～7)の小・中・高生	無料	—	—
文化の日	無料	—	—

※()内は団体料金(20名以上) 特別展は別に定める。

◆案内図



- JR福山駅 福山城口（北口）から西へ400m
- 山陽自動車道 福山東・福山西インターから約20分
- 山陽自動車道 福山S Aスマートインターから約15分

ふくやま 草戸千軒ミュージアム
 (広島県立歴史博物館)
 HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY
 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目4-1
 TEL 084-931-2513 FAX 084-931-2514
 e-mail rhksoumu@pref.hiroshima.lg.jp



HP



Twitter

ふくやま 草戸千軒ミュージアム [広島県立歴史博物館] HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

菅茶山の世界と古地図コレクション

よみがえる中世の港町草戸千軒

瀬戸内の歴史と文化

テイセラ/オルテリウス「日本図」(守屋壽コレクション)

広島県立歴史博物館の概要

- 中世の港町として全国的に有名な草戸千軒町遺跡について、国の重要文化財「広島県草戸千軒町遺跡出土品」や町並みの実物大復原などにより紹介しています。
- 国の重要文化財「菅茶山関係資料」と国内最大級の古地図コレクション「守屋壽コレクション」の展示を通して、近世の歴史・文化を紹介しています。
- 瀬戸内の歴史と文化に関する資料の収集・保管・調査研究を進め、その成果を展示するとともに、講演会や体験教室などを行うことにより郷土の歴史や文化に対する理解と愛着を深め、よりよい地域社会の創造を目指しています。



正面玄関



エントランスホール



通史展示室「瀬戸内の歴史をたどる」

中世民衆の町「草戸千軒」の歴史的な位置付けを理解するため、瀬戸内地域の「民衆生活」と「交通・交易」をテーマに、実物資料やレプリカなどで原始・古代から現代までの歴史の流れをたどります。
ミニ展示コーナーでは、2か月ごとにテーマ・資料を入れ替え、広島県の歴史と文化を中心に紹介します。

草戸千軒展示室「よみがえる草戸千軒」

草戸千軒町遺跡の発掘調査に基づいて、「草戸千軒」の町並みを実物大で復原しました（今からおよそ650年前〔南北朝時代〕の初夏の夕暮れどきを再現）。
展示室の周囲には、国重要文化財の出土遺物を生活の場面ごとに分類して展示しています。



白磁四耳壺

青白磁梅瓶

備前焼壺

遺明船模型

国宝 明王院
五重塔と本堂

草戸千軒町遺跡(昭和61年)

こうがい
鉾
(髪飾り)



せんかい
銭塊

御堂

食膳の復元

じゅふ
呪符

さまざまな調理具

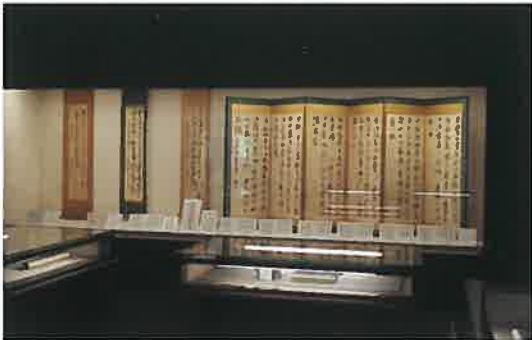
近世文化展示室「菅茶山の世界と守屋壽コレクション」

江戸時代後期の教育者・漢詩人である菅茶山が遺した国重要文化財「菅茶山関係資料」と、国内最大級の古地図コレクションである「守屋壽コレクション」の展示を通して、近世の歴史と文化を紹介します。
2か月ごとにテーマを設定し、展示資料を入れ替えます。





常設展 賴山陽の生涯
展示室1



特別展・企画展・収蔵品展
展示室2



茶室
茶室の利用を希望される方は資料館までお問合せください。

利用案内

- 開館時間
9:30~17:00 (入館は16:30まで)
- 休館日
●月曜日(祝日又は休日の場合は開館し、翌平日に休館します。)
●年末年始(12月28日~1月4日)
●臨時休館(展示替え、館内燻蒸等)年に数回
- 入館料(常設展)
一般200円(160円) 大学生150円(120円)
高校生まで無料 ()内は団体20名以上の料金
※企画展・特別展は別料金です。
※次の方は常設展の入館料が免除になります。
◇身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方
◇満65歳以上の方
◇県内の大学に在学する外国人留学生
◇幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(園長)が学校教育活動であることを証明した場合の幼児又は児童、生徒若しくはこれらに準ずる者の引率者
◇文化の日に入館される方
- 茶室利用料
1時間までごとに2,030円
※幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長(園長)が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校、高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するときは無料
- 交通案内
●JR広島駅から
・広電電車「1号線」で約25分「袋町」下車すぐ
・広島バス「21-1号線」で約10分「袋町」下車すぐ
・広電バス「3号線」で約10分「袋町」下車すぐ
●広島バスセンターから約500m
●アストラムライン「本通駅」から約300m



賴山陽史跡資料館

〒730-0036 広島市中区袋町5-15
電話・ファックス (082) 298-5051
e-mail rhkraisanyou@pref.hiroshima.lg.jp

🔍らいさんよう資料館 検索

令和5年12月作成

賴山陽史跡資料館

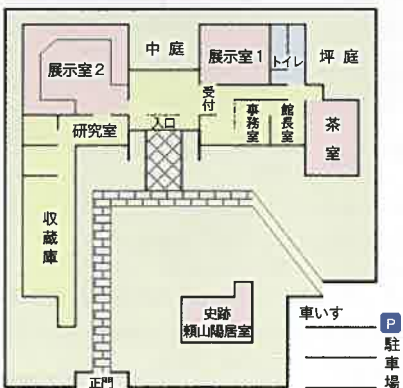
(広島県立歴史博物館分館)
Rai Sanyo Museum

広島近世文化を語り続ける



らいさんよう
賴山陽 (1780~1832)

- 江戸時代後期の儒学者・漢詩人・歴史家
- 幕末の志士たちに多大な影響を与えた『日本外史』の著者



資料館の施設配置

国史跡 頼山陽居室と頼山陽史跡資料館

頼山陽は、江戸時代後期に活躍した漢学者・文人で、幕末の志士たちに多大な影響を与えた歴史書『日本外史』の著者として知られています。安永9年(1780)に大坂で生まれた山陽は、翌天明元年(1781)に広島藩が学問所を創設するのに伴って、父春水が儒学者として登用されたため、翌年両親と共に広島に移住します。

寛政元年(1789)、父春水は藩から杉ノ木小路(今の袋町・中町の境)に屋敷を拝領します。この屋敷は、現在の頼山陽史跡資料館の敷地にありました。

山陽はここで成長し、寛政9年(1797)には1年間江戸に遊学します。そして、寛政12年(1800)に脱藩して京都に行きますが、すぐに連れ戻され、屋敷の離れに幽閉されました。この離れが、現在の頼山陽居室です(当時の居室は原爆で焼失し、昭和33年[1958]に復元されました)。

5年間幽閉された山陽は、その間ひたすら文筆活動に専念し、歴史書『日本外史』の草稿をまとめました。幽閉が解けると、山陽は神辺(福山市)や京都に移り住み、様々な著述に励みます。そして、天保3年(1832)に53歳で亡くなりました。

頼山陽史跡資料館は、このような生涯を送った頼山陽や広島近世文化に関する様々な資料を展示しています。



国史跡 頼山陽居室



やばけいずかん、ちっかぼん
◀ 耶馬溪図巻(竹下本・部分)
頼山陽筆(当館蔵)

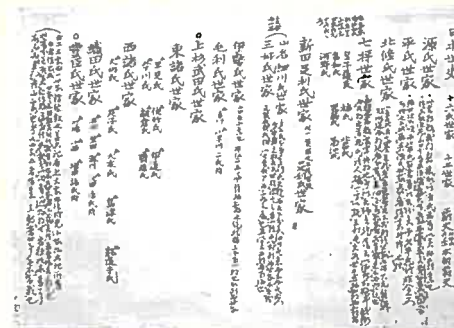
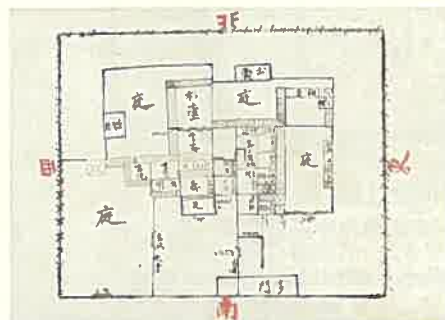
文政元年(1818)12月、九州旅行中の頼山陽(当時39歳)は豊前中津(現在の大分県中津市)を訪れ、山国川の渓谷に案内されました。その自然美に強い感銘を受けた山陽は、それまで「山国谷」と呼ばれていたその渓谷を中国風に「耶馬溪」と名付け、翌年、その景観を描いた図と詩文を作りました。この作品は、それから10年後の文政12年11月、山陽が、尾道の豪商で門人の橋本竹下の依頼に応じて、再び「耶馬溪図巻」を描いたものです。



にほんがいし
▲ 『日本外史』(頼氏正本)

源氏・平氏から徳川氏にいたるまでの武家の興亡を漢文で記した歴史書で、山陽の代表的著作です。刊行されたのは山陽の没後で、簡潔で読みやすいことから広く読まれ、幕末の志士たちに大きな影響を与えました。

写真は、嘉永元年(1848)に山陽の3人の子(韋庵・支峯・三樹三郎)により刊行された『日本外史』です。



しゅんぶう
▲ 頼山陽書状(頼春風宛)の別紙

頼山陽が『日本外史』の構想を叔父の春風に相談した書状の別紙です。一行目にある「日本世史、十六氏世家、十三世家、覇史、本朝覇史」は書名の候補です。『日本外史』という書名は春風が定めたともいわれています。

外史とは、国家などにより公式に編さんされた歴史書「正史」(例えば、日本書紀や吾妻鏡)と異なり、私的に書かれたものです。

◀ 頼家旧宅平面図(19世紀前半)

資料館が位置する敷地内にあった頼家旧宅の平面図です。頼山陽が幽閉された居室は、南側の「多門」と書かれた辺りにありました。

頼山陽の生涯

西暦	和暦	事項	年齢
1780	安永9	12/27、山陽誕生	1
1781	天明元	12/17、父春水、広島藩に登用される。	2
1782	天明2	6/21、初めて広島に入る。	3
1783	天明3	8/16、母梅麿と大坂へ帰る。	4
1785	天明5	5/12、両親と共に広島へ移住	6
1788	天明8	1/16、藩の学問所に入る	9
1789	寛政元	12/16、父春水、杉ノ木小路の屋敷を拝領する。	10
1790	寛政2	8/1、杉ノ木小路の屋敷に移る。	11
1797	寛政9	江戸遊学(4/11～翌年4/4)	18
1799	寛政11	2/22、御園淳子と結婚	20
1800	寛政12	9/5、脱藩し京都へ 11/3、屋敷の一室に幽閉	21
1801	享和元	2/16、淳子と離婚	22
1803	享和3	12/20、長男の筆庵誕生	24
1805	文化2	12/7、幽閉を解かれる。	26
1807	文化4	5/9、謹慎を完全に解かれる。	28
1809	文化6	『日本外史』の初稿成立	30
1811	文化8	12/29、神辺の廉塾の都講(教授)になる。	32
1815	文化12	閏2月、京都へ上る。	36
1818	文政元	4月、梨影と再婚	39
1823	文政6	九州へ旅行、山国川の渓谷を「耶馬溪」と命名	44
1825	文政8	11/7、支峯誕生	46
1826	文政9	5/26、三樹三郎誕生	47
1827	文政10	『日本外史』完成	48
1830	天保元	5/21、『日本外史』を松平定信に献上	51
1832	天保3	詩集『日本楽府』を出版 9/23、京都で病没	53